

伊豆の国市告示第19号

韮山反射炉PRキャラクター使用規程を次のように定める。

平成25年3月14日

伊豆の国市長 望 月 良 和

韮山反射炉PRキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、韮山反射炉のPRキャラクター（以下「PRキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、PRキャラクターを使用することができる。

- (1) 伊豆の国市又は韮山反射炉の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) その使用の目的が政党、宗教団体又は特定の個人を支援することとなると認められるとき。
- (5) その他その使用が不適當であるとき。

第3条 PRキャラクターを使用するもの又はPRキャラクターの立体物若しくは動画を製作するものは、あらかじめ、様式第1号によるPRキャラクター使用申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 伊豆の国市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が使用するとき。
- (2) 韮山反射炉の世界遺産登録を支援する会が使用するとき。
- (3) 一般社団法人伊豆の国市観光協会及び伊豆の国市商工会が観光の振興又は産業の振興の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

2 市長は、前項本文の申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、PRキャラクターの使用を承認する。

3 市長は、第1項の規定による申請を行ったものに対し、承認をするときは様式第2号によるPRキャラクター使用（変更）承認書を、承認をしないときは様式第3号によるPRキャラクター使用（変更）不承認書を交付するものとする。

（使用料）

第4条 前条の規定によりPRキャラクターの使用の承認を受けたもの（前条第1項各号に規定するもの及び第8条第2項の規定による届出をしたものを含む。以下「PRキャラクター使用承認者」という。）に対するPRキャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 PRキャラクター使用承認者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) PRキャラクターのデザインは、蕨山反射炉PRキャラクターデザインマニュアルに定めたものとする。
- (2) PRキャラクターは、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変などの応用使用は行わないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) PRキャラクターは、別記様式のとおり表示方式1を明記すること。ただし、市長が認めた場合は、表示方式1に換え表示方式2を明記することができる。
- (4) PRキャラクターの完成物件を提出すること。ただし、市長が当該完成物件の提出が困難であると認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (5) 承認された目的及び方法に限り使用すること。

（承認内容の変更）

第6条 PRキャラクター使用承認者が、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第4号によるPRキャラクター使用変更申請書に変更の理由を付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認又は不承認については、第3条の規定を準用する。

3 PRキャラクターの使用変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（権利設定の禁止）

第7条 PRキャラクター使用承認者は、商標法（昭和34年法律第127号）による

商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等による著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録をしてはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 PRキャラクター使用承認者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、相続又は法人の合併による継承は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該PRキャラクターの使用の承認に関する権利を有することとなったものは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（違反等に対する取扱い）

第9条 PRキャラクター使用承認者でない者がPRキャラクターを使用したときは、市長は、様式第5号によるPRキャラクター使用差止め通知書により、その使用の差止めの請求又は必要な措置等を行うことができる。

2 PRキャラクター使用承認者が、第5条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はこの規程に違反したときは、市長は、様式第6号によるPRキャラクター使用承認取消通知書により、当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、事前に当該PRキャラクター使用承認者の意見を聴くものとする。

3 第1項の規定によりPRキャラクターの使用の差止めの請求をされた者又は前項の規定により承認を取り消された者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

表示方式1

韮山反射炉PRキャラクター
てつざえもん

表示方式2

©伊豆の国市

キャラクターを使用するときは、必ずキャラクターの近傍に「韮山反射炉PRキャラクターてつざえもん」と明記してください。市長が認めた場合に限り「©伊豆の国市」と表示することができます。

例示

表示方式1



表示方式2



様式第1号（第3条第1項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

PRキャラクター使用申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 あて

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人その他の団体にあつては、主た} \\ \text{る事務所の所在地又は代表者の住所} \end{array} \right]$
申請者 氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人その他の団体にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ④
電話 ()

下記のとおり、PRキャラクターを使用したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 使用対象物件（使用）
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第3条第3項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

PRキャラクター使用（変更）承認書

年 月 日

様

伊豆の国市長 氏 名

年 月 日付けで申請のありましたPRキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- (1) PRキャラクター使用（変更）申請書の記載内容のとおりを使用すること。
- (2) 「韮山反射炉PRキャラクター使用規程」を遵守すること。

2 承認番号 第 号

様式第3号（第3条第3項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

PRキャラクター使用（変更）不承認書

年 月 日

様

伊豆の国市長 氏 名

年 月 日付けで申請のありましたPRキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり不承認といたします。

記

不承認の理由

様式第4号（第6条第1項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

PRキャラクター使用変更申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 あて

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人その他の団体にあつては、主た} \\ \text{る事務所の所在地又は代表者の住所} \end{array} \right]$
申請者 氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人その他の団体にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ ④
電話 ()

年 月 日付け承認番号第 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 変更理由

様式第5号（第9条第1項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

PRキャラクター使用差止め通知書

年 月 日

様

伊豆の国市長 氏 名

PRキャラクターの使用については、下記の理由により使用の差止めをします。

記

差止めの理由

様式第6号（第9条第2項関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

PRキャラクター使用承認取消通知書

年 月 日

様

伊豆の国市長 氏 名

年 月 日付けで承認した承認番号第 号に係るPRキャラクターの使用
については、下記の理由により使用の承認を取り消します。

記

取消の理由